

千葉県告示第12号

千葉県桜木園設置管理条例（昭和46年千葉県条例第53号）第12条第1項の規定により指定管理者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年1月8日

千葉市長 神谷俊一

1 施設の名称

千葉県桜木園

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

会長 初芝 勤

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで